## | ノー・ニュークス通信 2016年6月3日配信 |

原発メーカー訴訟原告のみなさまと訴訟支援者のみなさまへ 本日は、最新の「ノー・ニュークス通信」(5月7日発行)以後の裁判の現状をお伝えします。

## \|----|/

すでにお伝えしましたように、3月23日の第4回口頭弁論において、突然朝倉裁判長から「弁論の終結」の言い渡しがあり、弁護団は裁判の公平が侵害される恐れありと考え裁判官全員の忌避を申し立てました。

忌避申立ては、平成 28 年 4 月 21 日付で東京地裁民事 37 部において却下決定が出されたため、弁護団において 5 月 2 日に東京高裁に即時抗告の申立てをしました。

即時抗告については、東京高裁第11民事部が担当すると、5月31日に連絡がありました。 仮に、即時抗告も認めらない場合は、最高裁に特別上告を行います。

判決の日取りは、7月13日午後4時に予定されています。後日、判決の日の傍聴参加のご案内をいたします。

第一審判決後 14 日以内に控訴状と共に控訴審 (第二審) 原告委任状を提出する必要がありますので、まだ委任状を弁護団に送付していない原告の方は、ぜひお送りください。国内にお住いの原告の方には先日委任状のコピーをお送りしています。「記入サンプル」を参考に委任状に署名、捺印の上、封筒に封入し弁護団に郵送してください。海外にお住いの原告の方は、委任状を、高裁控訴用と最高裁上告用の2枚に署名、捺印してお送りいただけると幸いです。

委任状のダウンロードサイトは、<u>http://nonukesrights.holy.jp/pa.html</u>です。 ホームページは、http://nonukesrights.holy.jp/

以上

原発メーカー訴訟原告団世話人会

弁護団・原告団では皆さまからのお便りをお待ちしています。力を合わせて勝訴をかちと

りましょう。

原発メーカー訴訟原告団世話人会のメールアドレス:

genkokudan@nonukesrights.holy.jp

原発メーカー訴訟原告団世話人会及び弁護団事務局の住所:

〒104-0045

東京都中央区築地3-9-10 築地ビル3階

アーライツ法律事務所気付

原発メーカー訴訟原告団世話人会 または 原発メーカー訴訟弁護団事務局